

◆ 東住吉区学校選択制 Q & A

1 制度について

質 問		回 答
1	通学区域外の学校を選択する場合の、通学路の安全確保についてはどうなりますか？	原則徒歩であることを踏まえ、保護者の責任において、通学距離や経路等、通学の負担や安全を考慮し、希望校の選択をお願いします。 ※自転車での通学は禁止しています。
2	双子で通学区域外の学校を希望しているが、同じ学校への進学は可能ですか？	希望調査票での申請により、抽選時において1組として扱うことができます。
3	学校選択制を利用して通学区域外の小学校に入学・卒業した場合、選択した小学校区の中学校に入学できますか？	在籍している通学区域外の小学校の進学中学校への進学を希望される場合は、改めて学校選択制において進学先の中学校を希望いただく必要があります。その場合、優先扱いはありません。また、受入可能人数によっては希望する中学校に通えない可能性があります。
4	きょうだい学校選択制により通学区域外の学校を選択した場合、弟・妹も必ず同じ学校に通えますか？	小学校については、お住まいの通学区域以外の学校を希望する方のうち、既にきょうだい学校選択制により通学（6年生は除く）している学校を希望する場合は優先となります。 ただし、あくまで受入可能人数の範囲内での優先であり、兄または姉が通学していることを理由に、必ず就学できるものではありません。なお、中学校のきょうだい優先はありません。

2 希望調査について

質 問		回 答
1	学校選択制で希望した学校へは必ず入学できますか？	学校ごとに受入可能人数が定められているため、通学区域外の学校を選択した場合、希望者数が受入可能人数より多ければ抽選となります。（通学区域内に居住する児童生徒だけで教室が不足する学校については、受入れできない場合もあります。） ただし、通学区域校を希望する場合は必ず入学できます。
2	希望調査票の提出期限を過ぎてしまったらどうなりますか？	通学区域の学校が就学指定校となります。その他の学校を希望される場合は、希望変更申請期間中（11月13日（金）～19日（木））に区役所窓口サービス課で希望変更の手続きをしてください。 なお、希望変更申請期間を過ぎてからの希望校の変更はできませんのでご注意ください。
3	第2希望まで必ず選択しないといけないのですか？	第2希望がない場合は記載の必要はありません。 第1希望の学校の抽選において落選となった場合に、第1希望の学校の補欠としての登録を希望される方は、第2希望の学校の選択をしないようにしてください。 第2希望の学校に当選した場合は、その学校への就学を辞退することはできず、第1希望の補欠に回ることもできません。
4	国立・私立の学校等を受験しますが、希望調査票の提出は必要ですか？	必要です。提出されない場合は通学区域の学校を選択したものとみなしますが、国立・私立の学校等への進学を希望する方も市立（東住吉区内及び小中一貫校）の学校に就学することとなった場合に希望する学校名を記入して希望調査票を提出してください。

質 問		回 答
5	私立中学校に進学したいと考えていますが、学校選択制において第1希望校で補欠登録となっています。私立中学受験の合格発表が補欠の繰り上げ期限後になりますが、どうしたらよいですか？	学校選択制の第1希望校で繰り上げ当選となった場合、区役所窓口サービス課から就学指定校とするか辞退するか意思確認をしますので、その時点での意思表示をお願いします。また、「繰り上げに関する意思確認書」を区役所窓口サービス課へご提出ください。 その後、私立中学校に合格された際には、速やかに「指定学校外就学届」を区役所窓口サービス課へご提出ください。
6	通学区域の学校を希望していますが、希望調査票を必ず提出しないといけませんか？	対象の方全員に希望調査票の提出をお願いしています。通学区域の学校を希望している方は、希望調査票の「1 通学区域の学校への就学を希望する。」に○をつけて提出してください。

3 抽選について

質 問		回 答
1	落選した場合はどうなりますか？	第1希望の学校のみ選択し、落選された方（受け入れ不可含む）及び第2希望の学校まで選択していたが、第2希望も落選された方（受け入れ不可含む）については抽選で順番をつけて、それぞれの第1希望の学校の「補欠登録」を行います。 区外への引っ越しや国立・私立の学校等へ入学をされる方が発生したことにより受入枠ができた場合には、補欠登録期間終了日（小学校は2月5日(金)、中学校は2月12日(金)）までに繰り上げになった旨の連絡をいたします。
2	当選を辞退することはできますか？	当選された場合（通学区域外からの希望者数が受入可能人数の範囲内で抽選を実施せずに確定した場合も含みます）、国立・私立の学校等へ入学が決定した場合等を除き、辞退することはできません。学校の選択は慎重に行っていただきますようお願いいたします。

4 引越しについて

質 問		回 答
1	区内で転居する場合どうなりますか？	転居により通学区域の学校が変更になります。 ・11月19日(木)までに区内転居手続きをされる方は、学校選択制による「希望変更」により希望校を変更できますので、東住吉区役所窓口サービス課で学校選択制の「希望変更」の手続きを行ってください。 ・11月20日(金)以降に区内転居手続きをされる方は、東住吉区役所窓口サービス課へご相談ください。
2	区外へ引越しする予定ですが、希望調査票の提出は必要ですか？	区外へ引越しする予定であっても希望調査票の提出をお願いします。
3	希望変更申請期間終了後に東住吉区外から引越してきた場合も学校選択できますか？	希望変更申請期間終了後に転入された方は、受入可能な学校から選択することができます。

5 その他

質 問		回 答
1	第1希望校で補欠登録となっていますが、第1希望校と通学区域の学校の入学説明会が、繰り上げ期限前にあります。どちらに行けばよいですか？	通学区域の学校の入学説明会に参加してください。希望校へ繰り上げ当選した場合は、当該学校から個別に説明をお受けください。もし、希望校の入学説明会へ参加したい場合は、事前に当該学校へご相談ください。
2	就学通知書が届いた後に通学区域の学校に変更は可能ですか？	不可です。就学通知書により指定校が決定した後は、特段の理由がない場合は、就学通知書に記載の学校に入学していただきます。